

岐阜県スクールカウンセラー（SC）について

○スクールカウンセラー等活用事業（文部科学省）

スクールカウンセラー等やスクールカウンセラー等に対して適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを学校・教育委員会等に配置し、児童生徒の心のケアに加え、教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムを実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

○スクール相談員とは

<資格> ・大学院修士課程を修了した者 1年以上の経験を有する者
 ・大学、短大を卒業した者 5年以上の経験を有する者
 ・医師 1年以上の経験を有する者
 ・岐阜県教育委員会が同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

<職務> ①児童生徒の学校復帰への直接的な支援（学習支援・家庭訪問・相談等）
 ②教育相談委員会やケース会議への出席等
 ③児童生徒の観察や情報の記録等
 ④その他特に命ぜられた事務

<報酬> 2,000円/h
 <人数> 84人（小中義67人、高等学校17人）
 令和2年度は公立高等学校16校にスクール相談員を常駐的配置

SCへのアンケートより

・SV対面支援を年に何度か、定期的に受けられることを希望している。・SC同士で情報交流できるようなグループ研修があるとありがたい。S相のための研修機会を設けていただけるとよい。・教育相談担当者の研修やSCと話す時間の確保などを考えていただけるとありがたいです。・会計年度任用職員になったため、もう少し県からダイレクトの研修を受けたい。・個別研修に加え、SVとの地区研修会が必要であると思う。
 ・会計年度任用職員についてまだ十分に理解できていない部分があるように思います。・サービス（兼務・年休等）や制度のことなど、より分かりにくくなってしまったように感じます。・人事評価など、基本的なことからよく理解できていないと感じる。

<必要とされる資質>
 ・教育相談の知識
 ・教育(学校)に関する知識
 ・問題行動に対する知識
 ・サービスや倫理（守秘義務等）の遵守 など

○スクールカウンセラーとは

1 名称及び職務の規定
 『学校教育法施行規則』（平成29年3月31日公布、4月1日施行）
 第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。※中高等については、準用規定あり

2 SCの主な資格・業務等

<資格> 公認心理師、臨床心理士、精神科医、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有した大学の教授・准教授等

<職務> ①児童生徒及び保護者へのカウンセリング
 ②教職員への助言・援助（教職員の教育相談に係る指導力向上）
 ③ケース会議（課題解決に向けて関係機関との連携を図るための会議）等への参加と助言
 ④校内研修会や講演会における指導・助言

<報酬> 5,000円/h
 <人数> 133人+専属SV3人=136人 SCの中にSV兼務が4名
 <主な本職> 大学教員、病院職員（臨床心理士）、スクールカウンセラー専門

<必要とされる資質>
 ・教育相談の知識
 ・臨床心理学の知識
 ・教育(学校)に関する知識
 ・問題行動に対する知識
 ・緊急対応やSOSの出し方教育の知識・経験
 ・サービスや倫理（守秘義務等）の遵守 など

○ スクールカウンセラーの研修（R3）

SC等の専門性の向上に係る研修を充実することで、SC等が緊急支援時や新型コロナウイルス感染症等に係る心のケアの在り方を学び、学校におけるカウンセリング等の機能及び教育相談体制の充実を図る。

4月当初	サービス説明会	・会計年度任用職員としてのサービス及び公務員倫理、評価等について <対象> SV・SC・S相全員 ※オンラインで実施
4月中旬	連絡協議会	・SVによる講話及びグループ協議（事例研究） ・学校における問題行動（いじめ・虐待等）の現状 <対象> SV・SC・S相・教育相談C全員
5月	SC等研修会1	・緊急支援及びSOSの出し方教育について講話 <対象> SV・SC・S相全員 ※オンラインで実施
8月下旬	SC等研修会2	・外部講師による講話（臨床心理の現状） <対象> SV・SC・S相全員 ・グループ協議（事例研究）
年間	SV対面支援	・SCの見立て等についてSVから助言 <対象> 3年未満SC年2回 3年以上SC年1回
年間	SV訪問支援	・SCの見立て等についてSVから学校で助言 <対象> SCの希望者

○スクールカウンセラースーパーバイザー（SV）とは

<資格> ・心理に関して行動に専門的な知識や経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者であって、スクールカウンセラーに適切な指導・助言ができる者
 ・岐阜県教育委員会が前項と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

<職務> ①スーパーバイザーはスクールカウンセラー等に対して適切な指導・援助ができる。
 ②県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討
 ③その他、児童生徒の抱える課題解決を図るために必要と認められること

<報酬> 6,500円/h
 <人数> SVは各教育事務所に配置7名（岐阜2名、その他1名×5）
 SCの中にSV兼務が4名。
 <主な本職> 大学教員、病院職員（臨床心理士）、スクールカウンセラー専門

<必要とされる資質>
 ・臨床心理学の幅広い知識
 ・SCに関する知識・情報
 ・教育(学校)に関する知識
 ・問題行動に対する知識
 ・緊急対応の知識・経験
 ・SOSの出し方教育の指導方法の知識
 ・サービスや倫理（守秘義務等）の遵守 など

○ スーパーバイザーの研修（R3）

他県のSVとの情報交流などSVの研修を充実することで、地域の実情等に即した指導・助言ができるようにする。

5月	SV連絡協議会1	・SV面談のもち方及び緊急支援時のSCの配置について協議
7月	SV実践研修会	・他県のSVとの情報交流
1月	SV連絡協議会2	・今年度の成果と課題を交流 ・課題への対応策について協議

R2の研修

11月 SV実践研修会
 ・愛知県のSVとの情報交流
 ・対面支援のもち方について

2月 SV連絡協議会
 ・今年度の成果と課題を交流
 ・来年度の研修のもち方について

指導・助言